

QSK 一人は皆のために 皆は一人のために

福岡県脊髄損傷者連合会
2017年4月10日

わだち

No.201

福脊連ホームページアドレス www.normanet.ne.jp/~ww101926/

日本の行方・・・6問(1) 「二〇一七年」 「共謀罪と治安維持法」 治安維持法を研究して と

『いわば一が二〇〇になり、この二〇〇が一万なるように、一九二五(大正一四)年の法制定・一九二八(昭和三)年の法改正・一九四一(昭和一六)年の法改正を通して、治安維持法の処罰の網が国民生活の隅々まで及んで来たということが、治安維持法の研究を通じて改めて痛感したこと第一である。

一九二五年の治安維持法では、「国体変革」「私有財産制度否認」結社の罪などが規定された。取り締まりの対象とされたのは共産党などの非法左翼政党であった。条文に「共産党」と書き込むと、党名を改称されるなどした場合に適用が困難となることから、「国体の変革」や「私有財産制度の否認」という言葉が用いられた。この「国体変革」「私有財産制度否認」という言葉は曖昧で、政府でさえ明確な定義が不可能だといふほどであった。曖昧だから用いられたといってもよかった。治安当局が取り締まりたいと考える団体があれば、「国体の変革」「私有財産制度否認」結社だとし得たからである。一九二八年の改正法により「国体を変革することを目的として結社を組織した者又は結社の役員その他指導者たる任務に従事した者」に対しては、選択刑として死刑・無期懲役刑が規定された。そのために治安維持法の罪は「思想的外患・内乱罪」とされた。この結社の目的を遂行するための行為」の罪が新設されたことも重要な点であった。労働組合や大衆運動などを共産党などの「外部団体」として取り締まることとしたものである。政党(議員)が社会主義的な施策を盛り込んだ法律を制定する院内活動も、この時期には治安維持法の取り締まりの対象となるようになった。』(作家小林多喜二は、『蟹工船』・一九二八年三月二五日)で、

《わだち目次》

！この国の行方・・・の問い！

(1)二〇一七 ・・・1P

福脊連第39回総会報告・4P

憲法施行七〇年と違憲訴訟

(一) ・・・6P

貧乏暇あり ・・・10P

地震における障害者の置かれた状況 ・・・11P

障害者の権利に関する条約第

一回日本政府報告(案)(日本

語訳)「参考資料2」より

・・・12P

イオン幸せの黄色いレシート

キャンペーン ・・・15P

今月の時事 ・・・16P

憲法施行七〇年と違憲訴訟(一)

文化体育部長 久保 親志

日本国憲法は、二〇一七年五月三日に施行から七〇年を迎えました。戦後七二年を経て、いま日本国憲法と法の支配が揺らいでいます。それは現在の政権の憲法解釈に問題があると思います。二〇一五年九月一九日末明、集団的自衛権を行使できることとなる「安全保障関連法」(新安保法制法)が、参院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で強行可決し、成立しました。

どんな、安全保障関連政策や外交関連政策であっても、憲法に従って実行すべきこと、これが立憲主義の本質的要請なのです。つまり、憲法があつてこそ国家であり、国家権力の行使であるといえます。

第二次世界大戦の、真摯な反省を踏まえて制定された日本国憲法は、数年来大きな転機にあるのです。そこで、「新安保法制法」の違憲性について考えることにします。

新安保法制法とは何か

新安保法制法とは、新規の「平和安全法制整備法」と「国際平和と支援法」の総称です。「平和安全法制整備法」は、左記の十の法律を一括改正する法案です(その他、別の十法について附則により技術的な改正も行われます。)
一、自衛隊法
二、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(国連PKO協力法)

- 三、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(周辺事態安全確保法・重要影響事態安全確保法)
- 四、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(船舶検査活動法)
- 五、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)
- 六、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(米軍等行動関連措置法)
- 七、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)
- 八、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(海上輸送規制法)
- 九、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(捕虜取扱い法)

十、国家安全保障会議設置法

この、法制により、戦後日本の安全保障政策の歴史的転換となりました。憲法違反との批判が根強い中、海外で自衛隊の武力行使に扉が開かれたのです。

集団的自衛権とは何か

集団的自衛権とは、国際関係において武力攻撃が発生した場合に、被攻撃国と密接な関係にある他国がその攻撃を自国の安全を危うくするものと認め、必要かつ相当の限度で反撃する権利のことをいいます。自衛権の一つで、個別的自衛権に対していいます。国連憲章五一条において、安全保障理事会が有効な措置をとるまでの間、各国に個別的自衛権と集団的自衛権の行使が認められているのです。

貧乏暇あり

く案ずるより産むが易しく
某月某日は何を隠そう、私の
誕生日。68歳、ということは
今年で受傷後48年を迎える
ことになる。20歳の時の受傷
だから、計算しやすい。実家
で、姉妹が誕生パーティをし
てくれるということになった。

その数日前、愛車の車検が
近づいていたので、早めに終
わらせておこうと思ひ、工場
へ行った。待っていると、途
中経過を知らずに整備士さん
が来た。エンジンの重要な部
分が傷んでいて、現状のまま
では車検が通らないとのこと。
もちろん修理を依頼した。
部品が届くのが休日明けにな
ることだったが、誕生パ
ーティのことを忘れていて工
場預けをOKしてしまった。
パーティ前日になって、車
が使えない事を思い出し、慌

ててしまった。

実家は、JR黒崎駅と八幡
駅の間地点、八幡西区と東
区の境目である。

タクシー? タイトルのご
とく「貧乏暇あり」だ。

JRで黒崎駅か八幡駅?ど
ちらが楽か? (坂道が少ない
か?) 車椅子での歩きは慣れ
ているものの少し距離がある。

待てよ、旧電車通り(若い
人には判らないだろう)で、
そのままの路線でバスが走っ
ているから、バスに乗ればよ
いと思いついた。

貧乏暇あり、暇に任せてバ
スの時刻を調べていると折尾
駅から家の近くを通過して小倉
行きがあることに気が付いた。
JRは100キロを超えない
と割引がないが西鉄バスは
距離にかかわらず割引がある。
(JRの100キロ超えの理
由はなんなのだろう?)

料金を調べるとJRに乗っ

て黒崎駅から車椅子で行くよ
りも安い。楽して安い。しか
も時間もかからない。これは
バスを利用するしかない。

問題はお天気だ。

幸いにも、日ごろの行
いが良いためか誕生日
を祝って快晴である。



行き乗車、目的地に到着。帰
りの時刻をメモ(デジタル撮
影)する。

公園を抜けていくのだが、
途中に勤労青少年ホーム跡地
があった。私の姉も利用して
いたが当時の金の卵・勤労青



少年のための施設で文化活動
スポーツ活動ができる市の施
設だった。受傷後、退院して
在宅になり、利用できないか
と尋ねてみた

が「20歳前
の人が多い
ですよ」私
は23歳だ
ったと思
う」と遠回
りに断られ
た。

今は取り
壊されてゲートボール場にな
っている。当時の勤労青少年
が再び用途・目的を変えて利
用しているのであろう。

時代の流れを感じる。

誕生パーティはきょうだい
や甥っ子を交えて楽しい一時
を過ごした。暖かそうなセー
ターのプレゼントを手に再び
バスに揺られて帰途についた。

北九州支部 白川長廣

地震における障害者の

置かれた状況

桃の花が盛りを迎えた須賀神社の横にある直方市総合福祉センターで3月19日、「熊本地震の被災地で障害者が置かれた状況とは」というテーマで「直方市ボランティアのつどい」があった。

駅の無人化された区間だが幸いにも乗降する折尾駅、直方駅は職員がいるので予約なしで乗れた。

直方駅から車椅子で行ったのだが、途中の三叉路には歩道橋のみで歩道がなく、しかもガードレールが敷設されていて、行き詰り後戻りを余儀なくされた。最寄りの駅からのコースが通行しにくいようであったものである。

13時30分からの開始であったが13時には満室になり壁際にも椅子が置かれ関心の

強さが伺い知れた。

講師は熊本学園大学教授で被災地障害者センターくまもと事務局長として活動された東俊裕氏。ご存知のように熊本地震の発生は28年4月14日、そして再度の本震が16日であった。

被災地障害者センター・JDF熊本支援センターの立ち上げが4月20日で、実働が5月からということであった。

一口に被災障害者といっても日常の生活、施設入所・通所、在宅サービスを受けている、在宅でサービスは受けていない。また、何らかの団体に加わっているなどによって被災後の状況が変わってくるということが指摘された。

障害者の一時避難所の利用は、一般避難者が多くいる中では難しい。では、2次避難所としての福祉避難所はどのなのか？入所施設には既に定

員に近い障害者が、すでに生活しており新たな入所者(一時的)を受け入れるには限界があるとのことだった。

結局は、崩れかけた家の中や車の中で過ごすことを余儀なくされたようである。

センターを立ち上げ、チラシを作って配布し支援に取り掛かったが必要な障害者に情報が届かないということに直面した。一定程度は周知できたが、多くの障害者の所在は個人情報保護法の壁でセンターでは対処できず、最終的には行政の手によって郵送するという手法を取ったとのこと。

「助かった」という声があった一方で、前述のような事情での周知の遅れにより「早く助けてくれればよいのに今頃言ってくる」という苦情もあつたようである。

活動内容としては、発生初期の緊急支援(命・暮らしの

維持のための物資の提供)から復興に向けての二ス(生活支援、被災家財・家屋の片づけ等々)多岐にわたっているようである。

また、初期の熊本市内から周辺市町村へも範囲を拡大していったとのこと。活動の中から見えてきた課題は、①避難所における合理的配慮の提供②仮設住宅等の合理的配慮(熊本県ではバリアフリー仮設住宅の設計がなされたようである)③平常時の定型的サービスでは対応出来ない生活再建に向けたサービスの提供が求められる、などが挙げられた。

講演を聞いて感じたことは、我々障害者も日常的に災害時にどう対処して行くのかを考えておかなければならないということであった。

あなたの災害時への備えは大丈夫ですか？確認しや！

《 今月の時事 》

『権力～権威～忖度』その妖怪～襟懐(胸三寸)～「お膳立てともいう」その実務は『学校法人「森友学園」への国有地売却問題で、財務省近畿財務局が売買契約締結までの手順を書いて学園側に渡した資料は、学園が提出すべき申請書類の案文を用意。財務局長あての要望書案では、学園の立場から「特例」を求めている。「今後の手続きについて(説明資料)」と書かれた A4 判3枚。学園理事長籠池泰典氏向けに、財務局の担当者が2014年12月17日時点で必要な手順をまとめた。学園側の計画に沿い、10年間の定期借地契約を結んでから売買契約に移行するまでに必要な申請書類や手順記載。後に鑑定額から約8億円値引きして売買契約を結び根拠となる地下埋設物の取り扱いも説明していた。財務局長あての要望書案では、「校舎建設等に多額の初期投資を必要とすること等から、当初の費用負担を極力抑えたい」「国有地の処分は売払いが原則であることは伺っておりますが、事情を斟酌(しんしゃく)いただき、国有地について10年間の事業用定期借地契約と売買予約契約の締結をお願いいたします」「なお経営努力を行い、0年後より早期に国有地購入ができるよう努めます」と特例を求める内容だった。』(17/4/28/朝日新聞朝刊より要約抜粋)同朝日新聞の29日記事には、民進党が開いたヒアリングで籠池氏は、『昭恵氏に国との取引交渉の経緯を繰り返し報告していたと発言した。』もはや、驚くことではない。あり得ることだが、これまで「表沙汰にならない忖度」という「権力/なれ合いの構造」で、どれだけ「無駄に税金」が使われてきたかである。かの「天下り斡旋の公務(公益法人)?」その「手配師(元官僚)」は、月2日の出勤で、年給与1000万円とは、驚きを超えて激怒が収まらない。数ある「無駄使い」が視えないのは、何故なのかである。世界政治の混乱と経済再編がより混乱し、様々に「変態と核攻撃を促し、恐怖恫喝外交」での心理ゲームの落としどころさえ、視えていない。人間は「愚かな生業」を繰り返す資質と狂気へのボタンも持参している。今日は月が視えるか?・地球市民の・・・(しん)

会員・賛助会員の皆様、是非是非 意見・提言・雑感・本誌の感想など何でも可能。投稿をお願いします。事務メール添付・郵送・FAX等で送ってください。どうぞよろしくお願い致します。

- 編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7
福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階
TEL&FAX: 092-592-4528
E-Mail: fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp
- 発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に含まれる) 〒810-0001 福岡市中央区天神1-16-1-7F

前号の編集終了後、暫くして、病院を退院しました。皆様も、お身体に気を付けてお過ごし下さい。(坂本)

編集後記



この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。